

埼玉県高等学校等奨学金返還債務の履行猶予に関する基準

1 趣 旨

この基準は、埼玉県高等学校等奨学金事業要綱（以下「事業要綱」という。）第7条及び埼玉県高等学校等奨学金取扱要領（以下「取扱要領」という。）第7条の規定に基づく、返還猶予に関し必要な事項を定めるものとする。

2 事業要綱第7条第3号に基づく猶予対象として教育長が予め定める事由

事業要綱第7条第3号に規定する返還債務の履行猶予について、次の（1）から（4）については猶予対象者に該当する者として予め教育長が定めるものとする。

- (1) 求職活動を行っている者
- (2) 就労しているが経済的な理由により返還が困難な者として、当年度分の道府県民税の所得割の額と市町村民税の所得割の額とを合算した額（以下「住民税の所得割額」という。）が127,000円未満である者
ただし、当年1月以降に初めて就職した者及び就業条件が変化し所得が減少した者の住民税の所得割額は、取扱要領別記2(4)家計急変世帯の推算方法に基づき算出するものとする。
- (3) 生活保護を受給している者
- (4) 入学（受験）準備中の者

3 猶予申請に係る添付書類

事業要綱第7条及び取扱要領第7条の事由による返還債務の履行猶予については、様式第8号の奨学金返還猶予資格認定申請書に次の書類を添付するものとする。

- (1) 大学等に在学している者
在学校長が発行する在学証明書等、大学等に在学していることを証明する書類
- (2) 災害により返還が困難な者
市町村長が発行する罹災証明書の写し等、罹災したことを証明する書類
- (3) 傷病により返還が困難な者
医師の診断書等、傷病により返還が困難であることを証明する書類
- (4) 求職活動を行っている者
ハローワークカードの写し等、求職活動を行っていることを証明する書類
- (5) 就労しているが経済的な理由により返還が困難な者
 - イ 当年1月以降に初めて就職した者及び就業条件が変化し所得が減少した者
 - ・直近の給与明細書（原則3か月分）の写し、給与支払者による証明書等、就労していること及び直近の収入を証明する書類
 - ・経済的状況に関する申出書（様式1）
 - ロ イ以外の者
 - ・健康保険証（国民健康保険を除く）の写し、雇用主が発行する就労証明等、就労していることを証明する書類
 - ・市町村長が発行する住民税の所得割額が記載された課税証明書の写し等、直近の住

民税の所得割額を証明する書類

・経済的状況に関する申出書（様式1）

(6) 生活保護を受給している者

生活保護受給証明書等、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による扶助費を受給していることを証明する書類

(7) 入学（受験）準備中の者

在籍校（予備校）の証明等、入学（受験）準備中であることを証明する書類

4 猶予の必要があると認められる期間

取扱要領第7条に規定する「猶予の必要があると認められる期間」とは、原則として次のとおりとし、猶予認定期間経過後も猶予事由のいずれかに該当する場合は、次に定める期間を限度として改めて猶予を認めることができるものとする。ただし、通算猶予期間が長期間となる場合には、猶予事由等を考慮し、総合的に判断するものとする。

(1) 大学等に在学している者

大学等の修了に要する期間

ただし、事由が継続する場合は、申請により1年を単位に改めて猶予を認めることができる。

(2) 災害により返還が困難な者

原則2年

ただし、事由が継続する場合は、申請により2年を単位に改めて猶予を認めることができる。

(3) 傷病により返還が困難な者

原則2年

ただし、事由が継続する場合は、申請により2年を単位に改めて猶予を認めることができる。

(4) 求職活動を行っている者

原則2年

ただし、(5)による猶予認定期間及び高等学校等の正規の修業年限（修業年限の定めのない高等学校等に在学する者については、事業要綱第3条各号に規定する修業年限とする。）を満了する日の属する年度の翌年度の初日から起算して4年6月の据置期間（以下「据置期間」という。）と通算で最長10年6月を限度とする。

なお、平成29年6月末日以前に求職活動中により猶予を認定されたことがある者は、平成29年7月1日以降に新たに猶予を認定された期間の初日を起算日として、(5)による猶予期間と通算で最長4年を限度とする。

(5) 就労しているが経済的な理由により返還が困難な者

原則2年

ただし、(4)による猶予認定期間及び据置期間と通算で最長10年6月を限度とする。なお、平成29年6月末日以前に求職活動中により猶予を認定されたことがある者は、平成29年7月1日以降に新たに猶予を認定された期間の初日を起算日として、(4)による猶予期間と通算で最長4年を限度とする。

(6) 生活保護を受給している者

原則2年

ただし、事由が継続する場合は、申請により2年を単位に改めて猶予を認めることができる。
なお、通算で最長10年を限度とする。

(7) 入学（受験）準備中の者

原則2年

ただし、据置期間と通算で最長10年6月を限度とする。

5 猶予事由の消滅と猶予認定の取り消し

(1) 事業要綱第7条及び取扱要領第7条の事由による返還債務の履行猶予資格の取り消しにあたっては、様式第10号の奨学金返還猶予事由消滅届に基づき、1年を単位に猶予資格認定期間を取り消すこととする。

(2) (1)の規定に関わらず、様式第10号の奨学金返還猶予事由消滅届を受理した日から起算して猶予資格認定期間の終了日までの期間が1年に満たない場合は、取り消しを行わないこととする。

附 則

この基準は、平成21年1月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成24年3月30日から適用する。

附 則

この基準は、平成29年7月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成30年7月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、令和元年12月1日から適用する。

附 則

この基準は、令和2年5月21日から適用する。

附 則

この基準は、令和3年8月13日から適用する。